

草津市中心市街地活性化協議会の設立について

1. 中心市街地活性化協議会とは

【活性化事業の推進体制】

■ 中心市街地活性化協議会

1. 協議会の役割

- ・ 中心市街地活性化協議会は、中心市街地活性化に関する事業の総合調整や、事業の推進に関すること、及び市が策定する基本計画の実効性に寄与することなど、まちづくりを総合的に推進する組織です。
- ・ 中心市街地活性化協議会は、市の作成する基本計画並びに認定基本計画及びその実施に必要な事項について意見を述べるすることができます。

※基本計画の内閣府認定には、中心市街地活性化協議会の意見聴取が不可欠です。(下図)

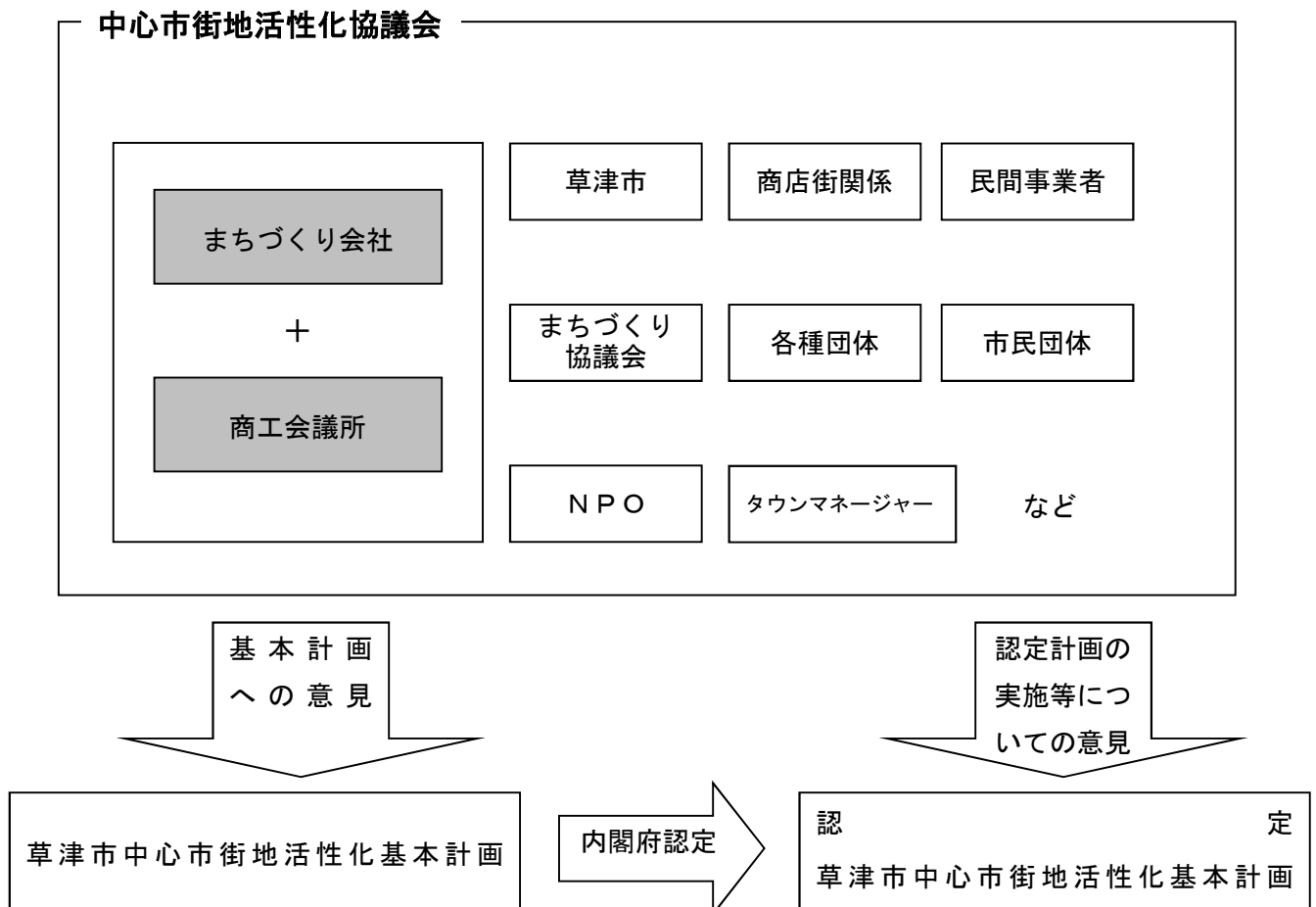
2. 設置者

- ・ 都市機能の増進を推進する者（まちづくり会社）
- ・ 経済活力の向上を推進する者（商工会議所）

※協議により規約を定め、共同で協議会を組織

※協議会を組織した旨を公表

(スキーム図)



【中心市街地活性化法に基づく位置づけ】

- ・基本計画並びに認定基本計画及びその実施に関し必要な事項その他中心市街地の活性化の総合的かつ一体的な推進に関し必要な事項について協議するため、中心市街地ごとに、協議により規約を定め、共同で中心市街地活性化協議会を組織することができる。(法第15条第1項)
- ・協議会は、市町村が作成しようとする基本計画並びに認定基本計画及びその実施に関し必要な事項について意見を述べることができる。(法第15条第9項)
- ・特定民間中心市街地活性化事業を実施しようとする者は、単独で又は共同して、協議会における協議を経て、特定民間中心市街地活性化事業に関する計画を作成し、主務大臣の認定を申請することができる。(法第40条第1項)

2. 今後のスケジュールについて

設立総会の開催

- (1) 日時 平成25年3月27日(水) 10:00～12:00
- (2) 場所 草津商工会議所
- (3) 内容
 - ・草津市中心市街地活性化協議会設立趣意書
 - ・草津市中心市街地活性化協議会規約(案)の承認について
 - ・草津市中心市街地活性化協議会構成員(案)について
 - ・草津市中心市街地活性化協議会役員選任について
 - ・平成25年度事業計画(案)・予算(案)について

3. 運営体制について

- (1) 事務局 草津まちづくり株式会社
- (2) 事務所所在地 草津市大路2丁目11番51号

草津市中心市街地活性化協議会の体制図(案)

【総会】

- ・総会は、活動報告及び収支決算、活動計画及び収支予算、規約の改正、役員の選任等について審議を行う。

【タウンマネジメント会議】

- ・タウンマネジメント会議は、中心市街地活性化協議会で協議または審議するための素案づくり、及び方向性を出すための総合調整・調査研究などを行う。

【プロジェクト部会】

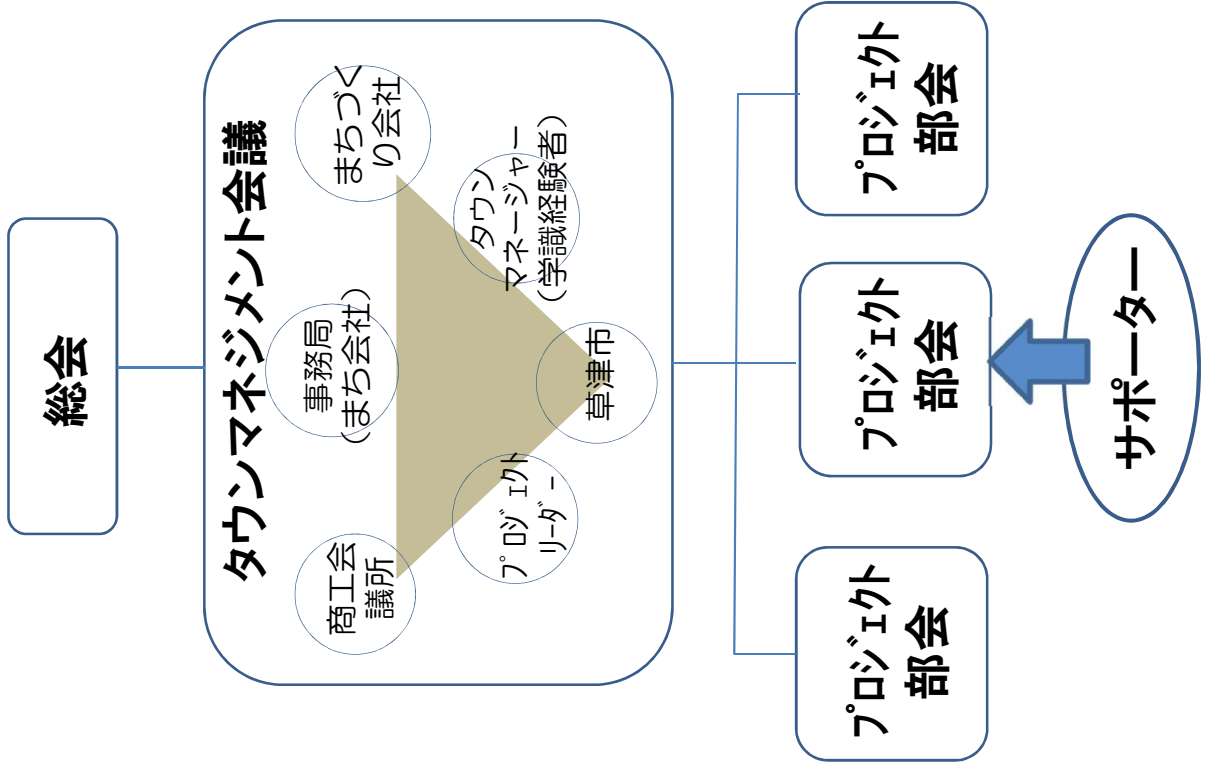
- ・プロジェクト部会は、民間事業の洗い出しと事業構築、及び官と民共同で行う事業の協議検討を行う。

- ・検討された事業計画などについて、タウンマネジメント会議に報告・提案する。

- ・各事業については、中心市街地活性化協議会の総会で最終審議を行う。

【サポーター】

- ・サポーターは、協議会が実施する事業への参画や、ファンとしての広報、支援などを行う。



【中活協議会とは】

- 主な役割
 - ・市が策定する中心市街地活性化基本計画に対する意見提出
 - ・中心市街地活性化に向けて必要な事項についての協議
 - ・民間の中心市街地活性化事業計画についての協議
- 活動内容
 - ・市の基本計画の策定、変更、実施に対する意見提出など。
 - ・国の認定及び支援を受けようとする民間ベースの事業についての協議など。
 - ・中心市街地活性化に関する委員相互の意見及び情報交換など。
 - ・中心市街地活性化のための勉強会、研究会などの開催
 - ・その他、中心市街地活性化に寄与する活動の企画及び実施など。

4. 設立趣意書（案）について

草津市中心市街地活性化協議会設立趣意書（案）

草津市の中心市街地は、県下で最も多くの方が利用するＪＲ草津駅を有し、湖南地域の「都市の核」として、長く歴史・文化、政治・経済、教育、行政、交通等の都市機能を培い、「まちの顔」として発展してきました。

一方で、草津市は、京阪神のベッドタウンとして成長を続けてきたことにより人口が増加し、モータリゼーションの進展や、住民のライフスタイルの多様化などの社会経済状況も相まって、主要幹線道路沿いに多くの郊外型商業施設が立ち並び、郊外への拡散が続いています。今後もそのような状況が続くことは、草津を支えてきた中心市街地の衰退につながり、結果として利便性の低下や人口減少を招き、草津市全体が疲弊することが懸念されています。

中心市街地の空洞化は多くの地方都市が直面している課題であることから、国においても中心市街地の再生を図るため、人口減少社会に対応した新たなまちづくりを目指すことを目的として、いわゆる「まちづくり三法」を改正し、平成１８年８月に現在の「中心市街地活性化に関する法律（以下「法」）が施行されました。

草津市では、この法の理念を踏まえながら、中心市街地が草津市の持続的な発展を支える市民の暮らしの核として草津市全体をリードし、草津市が全国に誇れるまちに発展していくために、平成２５年１１月を目指して新たな中心市街地活性化基本計画（以下「基本計画」）の策定が進められております。

このため、基本計画の策定において幅広い意見を反映させるために意見を述べ、活性化に必要な取り組みについて協議し、基本計画に掲げる目標実現につなげていくため、草津商工会議所および草津まちづくり株式会社は、法に基づく「草津市中心市街地活性化協議会」を共同で設立することといたしました。

本協議会は、地域関係者や民間事業者、行政等の皆様との協働により、中心市街地の活性化を総合的かつ一体的に推進していくタウンマネジメント組織として本市の発展を牽引していくものと確信しております。関係各位におかれましては、本協議会の設立趣旨に御賛同を賜り、積極的な御参画をお願い申し上げます。

平成２５年３月２７日

設立発起人 草津商工会議所
会頭 北村 良蔵

設立発起人 草津まちづくり株式会社
代表取締役社長 伊勢村 恭司

5. 構成員名簿（案）について

■草津市中心市街地活性化協議会構成員名簿（案）

2013.2.25

	役職名	所属団体	委員名	法令根拠	検討会
1	委員	商工会議所 会頭	北村 良蔵	第15条第1項	○
2	委員	商工会議所 専務理事	金澤 郁夫	第15条第1項	○
3	委員	商工会議所 女性会長	辻 博子	第15条第1項	
4	委員	商工会議所 青年部会長	北田 栄道	第15条第1項	
5	委員	まちづくり会社 社長	伊勢村 恭司	第15条第1項	
6	委員	まちづくり会社 副社長	南 総一郎	第15条第1項	
7	委員	まちづくり会社 専務	権田 五雄	第15条第1項	
8	委員	商店街（市商店街連盟 会長）	駒井 喜行	第15条第4項	○
9	委員	商店街（市商店街連盟 副会長）	福井 清	第15条第4項	○
10	委員	商店街（市商店街連盟 副会長）	遠藤 陽子	第15条第4項	○
11	委員	まちづくり協議会 会長（大路）	小林 達男	第15条第4項	○
12	委員	まちづくり協議会 会長（草津）	田中 千秋	第15条第4項	○
13	委員	まちづくり協議会 会長（渋川）	中村 繁樹	第15条第4項	○
14	委員	まちづくり協議会 会長（笠縫）	松村 幸子	第15条第4項	○
15	委員	大型店（A・スクエア）	宇田 泰明	第15条第4項	○
16	委員	大型店（平和堂）	田中 義雄	第15条第4項	○
17	委員	大型店（近鉄百貨店）	木下 宗寛	第15条第4項	○
18	委員	交通事業者（JR 駅長）	東 庄嗣	第15条第4項	○
19	委員	交通事業者（JR 地域共生室）	平野 剛	第15条第4項	○
20	委員	交通事業者（近江鉄道バス）	中村 光男	第15条第4項	○
21	委員	交通事業者（帝産バス）	中島 与司男	第15条第4項	○
22	委員	観光団体（観光物産協会）	南 英三	第15条第4項	○
23	委員	市民活動団体（観光ボランティアガイド協会）	伊吹 美賀子	第15条第4項	○
24	委員	公益法人（コミュニティ事業団）	清水 和廣	第15条第4項	○
25	委員	再開発準備組合（北中西栄町地区）	南井 孝一	第15条第4項	
26	委員	金融機関（滋賀銀行）	西藤 崇浩	第15条第4項	
27	委員	金融機関（関西アーバン銀行）	村岡 孝浩	第15条第4項	
28	委員	学識経験者（立命館大学教授）	高田 昇	第15条第4項	○
29	委員	草津市（政策監）	田中 成興	第15条第4項	○
	オブザーバー	滋賀県（滋賀県商工労働部）	堺井 拓		
	オブザーバー	滋賀県（滋賀県土木交通部）	美濃部 博		

※基本的に、委員は役職に対しての委嘱であるため、変更のあった際は後任の役職者が委員となる。

6. 規約（案）について

草津市中心市街地活性化協議会設置規約（案）

（設置）

第1条 草津商工会議所及び草津まちづくり株式会社は、中心市街地の活性化に関する法律（平成10年法律第92号。以下「法」という。）第15条第1項の規定に基づき、共同で草津市中心市街地活性化協議会を設置する。

（名称）

第2条 本会の名称は、草津市中心市街地活性化協議会（以下「協議会」という。）とする。

（目的）

第3条 協議会は、法第9条第1項の規定により草津市が作成しようとする中心市街地活性化基本計画並びに認定基本計画及びその実施について協議するとともに、必要に応じてその事業を実施し、草津市の中心市街地の活性化（以下「中心市街地活性化」という。）の総合的かつ一体的な推進に寄与することを目的とする。

（公表の方法）

第4条 協議会の活動内容は、広く草津市民の意見を反映させるため、協議会のホームページ並びに草津商工会議所の会報において公表するほか、草津市広報及び草津商工会議所のホームページ等への掲載において行う。

（活動）

第5条 協議会は、第3条の目的を達成するため、法第15条第9項に基づき意見を述べるほか、次の掲げる事項について検討し、及び審議し、並びにそれらに係る事業を実施する。

- （1）中心市街地活性化に係る事業の総合調整
- （2）中心市街地活性化に関する構成員相互の意見調整及び情報交換
- （3）中心市街地活性化に向けた勉強会及び研修会の実施並びに情報交換
- （4）中心市街地活性化に関する調査研究の実施
- （5）前各号に掲げるもののほか、中心市街地活性化に寄与する活動

（構成員等）

第6条 協議会は、次に掲げる者をもって構成する。

- （1）草津商工会議所
- （2）草津まちづくり株式会社
- （3）草津市

(4) 法第15条第4項第1号及び第2号に規定する者

(5) 前各号に掲げるもののほか、協議会において特に必要があると認める者

2 前項第4号に規定する者で、同号に規定する者でなくなったとき、又はなくなったと認められるときは、協議会の構成員でなくなるものとする。

(組織等)

第7条 協議会は、次に掲げる者をもって組織するものとし、協議会の委員は、会長が委嘱する。

(1) 会長 1名

(2) 副会長 若干名

(3) 委員

(4) 監事 2名

2 会長は、草津商工会議所の会頭をもって充てる。

3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長及び監事は、委員の中から会長が指名し、協議会の同意を得て選任する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故等あるときは、その職務を代理する。

6 監事は、協議会の事業及び運営等を監査し、その結果を協議会に報告するものとする。

7 委員の任期は2年とする。ただし再任を妨げない。

(タウンマネージャー)

第8条 協議会は、第3条に掲げる目的達成のため、又は協議会における活動を円滑に進めるため、まちづくりについて専門的知見を有するタウンマネージャー（学識経験者）を置くことができる。

2 タウンマネージャーは、協議会の同意を得て会長が選任する。

3 タウンマネージャーの任期は1年とする。ただし再任を妨げない。

4 タウンマネージャーは、委員及びタウンマネジメント会議構成員とする。

(オブザーバー)

第9条 協議会は、必要に応じて意見を求めるためオブザーバーを置くことができる。

(会議)

第10条 協議会は、以下の会議を開催する。

(1) 総会

(2) タウンマネジメント会議

(総会)

第11条 総会は、毎年1回以上開催し、活動報告及び収支決算、活動計画及び収支予算、規約の改正、役員を選任、その他必要と認める事項を審議する。

2 総会は、会長が招集し、会長が議長となる。

3 総会は、委員をもって構成する。

- 4 総会は、委員の半分以上が出席しなければこれを開くことができない。
- 5 総会の議事は、出席者の過半数をもってこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 6 会長は、委員の3分の1以上から総会開催請求があれば招集しなければならない。
- 7 総会の議事については、議事録を作らなければならない。

(タウンマネジメント会議)

第12条 タウンマネジメント会議は、タウンマネージャー、委員及び事業主体関係者により構成し、タウンマネジメントに関する事項を協議・決定する。

- 2 タウンマネジメント会議は、タウンマネージャーが招集し、その議長となる。

(プロジェクト部会等の設置)

第13条 協議会に、その目的の実現のためにプロジェクト部会を設置することができるほか、サポーターを置くことができる。

- 2 プロジェクト部会の組織、運営、サポーターその他必要な事項は、会長が別に定める。

(協議の心得)

第14条 委員は、草津市中心市街地活性化に関して批判をするのではなく、具体的で建設的な協議を行わなければならない。

2 草津市中心市街地活性化に関する事業等への意見については、その実現を達成するために、その意見を尊重し、相互扶助の精神をもって協議を行わなければならない。

3 草津市中心市街地活性化に関する意見を述べる場合においては、委員は陳情や要求ではなく、自ら行動し実現することを基本として発言しなければならない。

(協議結果の尊重)

第15条 法第15条第10の規定に基づき、構成員は、会議において協議が整った事項について、その協議の結果を尊重しなければならない。

(事務局)

第16条 協議会の事務を処理するため、協議会に事務局（以下「事務局」という。）を置く。

- 2 事務局の運営に必要な事項は、草津まちづくり株式会社が処理する。

(解散)

第17条 総会の議決に基づいて解散する場合は、会員の4分の3以上の同意を得なければならない。

2 解散のときに存する残余財産は、総会の議決を得て協議会と類似の目的を持つ団体に寄付することができるものとする。

(会計)

第18条 協議会の運営は、補助金及びその他の収入をもってあてる。

2 協議会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(その他)

第19条 この規約に定めるもののほか、協議会の設置に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附則

1 この規約は、平成25年3月27日から施行する。

2 第11条第1項の規定にかかわらず、初めて開催される会議の招集は、協議会の設立準備に係る者が招集する。

3 第18条第2項の規定にかかわらず、協議会の設立の日（以下「設立日」という。）の属する会計年度は、設立日から平成26年3月31日までとする。

